

言語景観における差別落書きのマルチモーダル談話分析 —カタカナ表記を手がかりに—

孟 卓然

Multimodal discourse analysis of discriminatory graffiti in linguistic landscapes —Considering katakana writing as a salient feature of discourse—

MENG, Zhuoran

Abstract

This study examines the characteristics of textual representation in discriminatory graffiti found in Japan, with a particular focus on the frequent use of katakana writing. From the perspective of multimodal discourse analysis, the study explores the relationship between katakana representation and the expression of discriminatory discourse, attempting to capture the discourse practices of discriminatory graffiti as a linguistic landscape.

First, the features of katakana, such as phonetic, visual and other the ‘voice’ of the sender woven into the writing, were summarised from two aspects: the historical transition of katakana and its contemporary use. Based on this, we examined how discriminatory graffiti is represented in katakana and found that discriminatory words, verbs, emotional verbs, and sentence final particles are written in katakana.

Next, the results of case studies indicate that katakana writing, which appeals to readers in both visual and auditory modes, is an effective way of multimodally evoking strong feelings of hatred towards the discriminated against, feelings of adherence to their exclusion, and offensive meanings. In addition, the low empathy of the ‘voice’ represented in katakana suggests that the unidentifiability of the ‘voice’ sender as a ‘non-human’ (Kinsui 2011) makes the reader feel some fear and reinforces the effect as a threat.

Furthermore, the argument reveals that the discourse represented in the text of discriminatory graffiti provides the reader with a multimodal experience through the synergistic effects of katakana and other symbolic elements. The environmental factors that encourage the use of katakana are also considered, drawing on affordance theory to examine the relationship between the environment surrounding discriminatory graffiti and the act of writing discriminatory graffiti.

Finally, we suggest that the most crucial feature of the discourse practice of discriminatory graffiti is the unidentifiability of the information sender.

Keywords: discriminatory graffiti, katakana writing, linguistic landscape, multimodal discourse analysis

要旨

本研究は、日本国内に見られる差別落書きにおける文字表記の特徴とカタカナ表記の多用について、カタカナ表記と差別の談話の表出とのつながりをマルチモーダル談話分析の視点から検討し、

言語景観としての差別落書きの談話実践を捉えることを試みた。

まず、カタカナの歴史の変遷と現代における使用の二つの面から、カタカナの表音性、視覚的特徴および表記に織り込まれた「声」などの特徴を整理した。それをもとに差別落書きにおけるカタカナ表記の実態を調査し、差別語や、動詞、感動詞、終助詞などがカタカナで表記されるということ进行を明らかにした。

次に、差別落書きの事例分析を行った。カタカナ表記は読み手の視覚および聴覚の両方のモードに訴えるため、被差別者に対する強い嫌悪感や、その排除に固執する感情および攻撃的な意味をより強く喚起するマルチモーダルな手法であることを明らかにした。また、カタカナ表記における「声」の共感性の低さから、「声」の発信者である「人ならざるもの」(金水2011)の得体のしれなさが読み手に何らかの恐怖を感じさせ、脅しとして効果をより強めることを指摘した。

加えて、差別落書きのテキストは、カタカナ表記とその他の記号的要素の相乗の効果によって、マルチモーダルな感覚を読み手に与える談話であることが明らかになった。また、本研究ではアフォーダンス理論を援用することで差別落書きを取り巻く環境と差別落書きを書くという行為の関わりを検討し、カタカナ表記が促された環境的要因についても考察した。

最後に、差別落書きの談話実践の最大の特徴は情報の送り手が不明な点であると指摘した。

キーワード：カタカナ表記, 言語景観, 差別落書き, マルチモーダル談話分析

1. はじめに

言語景観研究の研究対象は、店名表示、道路標識、広告看板など、公共の場に見える全てのことばが含まれているが、同様に「公の場で見られる」という特性を持つ差別落書きもその射程の範囲内にあると思われる。差別落書きは公共の場にスプレーで大きく書かれたものや、公園の公衆トイレで人目を忍んで小さく書かれたものなど様々なものが存在するが、差別落書きを言語景観として取り扱った議論はまだ少ない(孟2022)。本研究は『全国のあいつぐ差別事件』に収録された差別落書きを取り上げ、カタカナ表記の多用という点から、文字表記の役割と差別の談話とのつながりをマルチモーダル談話分析の手法で検討する。その結果を受けて、文字種の選択という要因から言語景観としての差別落書きの談話実践を考察する。

1.1 先行研究の問題点

本節では、まずカタカナ表記に関する研究がどのように行われてきたかを、言語景観の研究と日本語の文字表記の研究という2つの視点から簡略に整理し、差別落書きにおけるカタカナ表記を論じることの重要性について述べることにする。

1.1.1 言語景観研究の問題

言語景観研究の主な関心は、店名・看板などの言語種と文字種である(庄司2009, p.17; 田中・早川・富田・林2012)。正井(1983)は、新宿周辺の喫茶店の看板に注目し、何語の店名がどのような文字で書かれているかを調査し、西洋的・外国的雰囲気を出すために看板はカタカナ依存が非常に強いという結果を得た。染谷(2009)は、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットを含めた文字表記全体の実態に注目し、新百合ヶ丘駅周辺および生田駅周辺の店名看板における「地域的な差」の考察を行った。その結果、アルファベットには店名表記の装飾的な

役割およびおしゃれで非日常的な空間を醸し出す役割があること、カタカナ表記は外来語や外国語音を表記する際や日本語の文字列において当該の部分を強調する時に用いられることを確認した。

近年は日本国内の国際化の進行もその背景にあるため、ローマ字表記¹の実態に注目したものがしばしば見られるが（佐渡島・小林・齋藤2009；庄司2009など）、カタカナ表記だけに関心を向けた研究は、スターバックスのメニューを取り上げた陳（2016）などを除けば、多くは見当たらない。

1.1.2 日本語の文字表記研究の問題

日本語の文章は、漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字などによって成り立つ複雑な表記を持つが、普通は漢字ひらがな交じり文を中心として表記されている（村中・黎2013）。一般的な日本語の文章において「カタカナ表記されるべき語」は、文化庁国語施策情報内閣告知・内閣訓令（平成3年6月28日）に定められるように、「外来語、外国の地名、人名」であり、文字表記の使い分けについては、慣習とおよその基準はあるものの、厳密な規則は無い（小泉1978；村中・黎2013）。カタカナ表記の実態についての先行研究は、新聞、雑誌（中山1998；魏1999）、小説、漫画（堀江2001）、テレビ番組、テレビCM、日用品のパッケージおよび交通広告（増地2018）などのマスメディアを中心に行われてきた。

マスメディアの文字表記は、通常は何段階もの編集を受けたのちに発信される公共性の高いものである。そのため、マスメディアのカタカナ使用は慣習から逸脱しないかたちで行われていることが多い（魏1999）。一方、差別落書きのように人目をはばかる行為では、マスメディアに見られるカタカナの表記とはかなり異なることがある（例えば第3節を参照）。そのような場合のカタカナ使用についての議論はこれまで十分に行われていない。

1.1.3 差別落書きとカタカナ表記の問題

以上のように、言語景観研究ではカタカナ表記に意識を向ける研究は多くないこと、またこれまでのカタカナ表記の研究は公共的な言語使用が主な対象で、特殊な場合に見られる通常の使用原則を大きく逸脱したものについてはあまり関心が寄せられていなかったと言える。しかしながら、一般的には認められない差別落書きという呪いや強い負の願望、差別感情の増幅などの効果を生む行為には、カタカナの使用がしばしば見られるという特徴がある（孟2022）。差別落書きについては、発生場所や目的の特徴（椋田2001）、心理学的視点からの分析（川畑1994）などがこれまで論じられてきたが、その文字表記、とくにカタカナの使用に焦点をあてた議論は管見の限り行われていない。差別の談話を構成する重要な言語的要素として、カタカナ表記はどのような働きをするのだろうか。

1.2 研究方法

本研究は、差別落書きにおけるカタカナ表記が果たす役割に着目し、量的調査と質的分析の

¹ 染谷（2009）における「アルファベット」にあたる。

両方から検討を行う。質的分析はマルチモーダル談話分析の手法を利用する（比留間2012；猿橋2021）。マルチモーダルとは複合的なモードという意味である（猿橋2021，比留間2012）。Kress and van Leeuwen（1996, p.183）によれば，マルチモーダルな談話は，テキストと画像などの複数のモードが相互に作用し，意味を生み出すのを通じて実現するのである。猿橋（2021, p.26）は言語景観のマルチモーダル談話分析の概要を以下のように整理している。

マルチモーダル談話分析では，雑誌などの印刷物や看板，絵画などを中心に，テキストと画，構成，枠，色などを主な記号として，その関連性から社会的かつ文化的意味を解釈しようと試みるものである。そこから派生して建造物の設置と人の行動なども分析の射程に収めていく。

言語景観としての差別落書きも，使用される言語種や文字種，多様な表現，さらに書く際に使った道具，文字の色や大きさなどの多様な記号的要素から成り立っている。つまり，差別落書きの談話実践がどのように構成されるのかという問題は，言語面の分析だけでなく，様々な記号的要素との関連で捉えなければならない。カタカナは，その記号的な働きとして，漢字やひらがなとは異なるイメージを演出するものと考えられるが，それはカタカナが視覚への訴求という機能を果たすためである。それに加えて，カタカナで表記された内容は新たな「声」が被さることもある（第2.2節を参照）。つまり，カタカナは単に視覚のモードだけでなく，「声」という聴覚のモードにも訴えるものであり，カタカナ表記の問題を捉えるには，複数の感覚を説明に含める視点が必要である。マルチモーダル談話分析のような手法を用いて分析することで，差別落書きの談話実践の様相がより詳細に捉えることが可能になるのである。

1.3 本研究の構成

以下，次のように論を進める。第2節ではカタカナ表記の歴史的変遷と現代日本語におけるカタカナ表記の使用について述べる。第3節では言語景観としての差別落書きにおけるカタカナ表記の量的側面の調査について，その概要と使用する資料，および調査方法と調査結果を示す。第4節では差別落書きにおけるカタカナ表記の役割を考え，読み手への視覚上および聴覚上の働きかけをマルチモーダル談話分析の手法で質的に分析し，差別の談話の表出とのつながりを検討する。第5節では，カタカナ表記とその他の記号的要素の相互作用およびカタカナ表記が促される環境について考察し，それらを踏まえて差別落書きの談話実践を捉えることを試みる。

2. 日本語のカタカナ表記について

1.1.2で述べたように，一般にカタカナで表記されるのは，外来語や外国の地名・人名である。本節では，カタカナ表記はどのような歴史的変遷を経てこのような役割を持つようになったのか，また，現代日本語におけるカタカナ表記はどのように使用されているのかについて先行研究に基づいて整理する。そのため，以下をカタカナ表記の歴史的変遷と現代におけるカタカナの使用の二つの部分に分けて論じる。

2.1 カタカナ表記の歴史の変遷

現代日本語の書き言葉においては、主に漢字・ひらがな・カタカナ・アルファベットの4種類の文字種が使い分けられている(増地2019)。中国から伝来した漢字は表意文字であるが、日本語の発音を表すために、漢字の読みを借用して表音文字の万葉仮名を生み出すなどさまざまな工夫が凝らされてきた(入口2016, p.8; 沖森・笹原・常盤・山本2011, p.62)。その後、ひらがなは万葉仮名をより楽に速く書くために、万葉仮名の字体を崩すことによって生まれたが(沖森・笹原・常盤・山本2011, p.62)、カタカナの文字体系は平安時期初期(9世紀前半)頃に漢字の一部を利用して成立した。カタカナは省画化され直線的な字体であるため、小さくても判読しやすいこと、また狭いスペースにも記入が可能であるなどを文字としての特徴を備えている(沖森・笹原・常盤・山本2011, p.78)。

2.2 現代日本語におけるカタカナ表記の使用

現在の日本語は、漢字、ひらがな交じり文にカタカナを部分的に用いる表記体が標準的な書き方であるが、カタカナを用いて書く語(いわゆるカタカナ語)は必ずしも安定しているとは言えない(沖森・笹原・常盤・山本2011, p.82)。中山(2005, p.381)は現代日本語におけるカタカナ表記の用法を次のように記述している。

日本語のなかでカタカナで表記されるものには、外来語、和製外国語、外国語の発音(アンニョン・ハシムニカ)、外国製日本語(フジヤマ)や混種語(空+オーケストラ→カラオケ)のほかに、擬音語(ワンワン、パターン)、擬態語(イライラする、ゴロリと)、学術専門語、動植物名など多様な和語・漢語がある。

さらに、感動詞、終助詞、振り仮名、方言、外国人の日本語発話、隠語、俗語、人名(イチロー)、国名(ニッポン)、地名(ギンザ)、機関・施設名、常用漢字の第一義でない語(本のオビ [帯])、漢字で記されると分かりにくい語(メド [目処] が立つ)、表記者が特別な意図を加味した語(カネ [政治資金])などの用法もある。

言いかえれば、現代日本語におけるカタカナの多くの用法は、表音性という聴覚的側面に由来するものと言える。外来語、外国語、擬音語がカタカナでその音を表すのは言うまでもなく、学術専門語や動植物名などもはじめは音として認識される場合も少なくない。

一方、視覚的側面では、カタカナは漢字の画の一部を利用したもので、デザインが鋭角的でシンプルという特性を持っているが(奥垣2010)、難しい漢字で表記されている事物の名称を簡略化することができるだけでなく(許2021)、漢字によることばの重みを減らすこともできる(堀江2001)。例えば、癌(ガン)などがそうである。そのほか、佐竹(2005, p.34)は、「ひらがなが続きすぎて読みにくいときや、その語を強調したいときなどにもカタカナが使われる」と文字列への埋没回避という理由も指摘している。

また、カタカナは感情的な意味を表出するという指摘もある。松田(2021)はバフチンの「声」の概念におけるポリフォニー理論を援用し、ポップカルチャーにおける日本語の文字操作においては、カタカナ表記が感情的な意味を表すということに言及した。山下(2016, p.30)は

ポリフォニーとは以下のように述べる。

個々人のひとつひとつの発話一語一語にさえも、その発話に現れる語彙項目などを初めて習得したり聞いたりしたときのニュアンスが含まれる。一方で、その新たな発話は、元の発話との関連はもちながらも、新たなコンテキストや意味合いを含んだものとなる。つまり、元の発話者の「声」と、新たな発話者の「声」が、その発話の中に共存することになる。これをポリフォニーという。

すなわち、ポリフォニーとは一つの発話に複数の「声」が重なることである。ポリフォニーの言語的リソースには、言語表現と文体だけではなく文字表記も含まれる。例えば、「人ならざるもの」を表す役割語では、「ワレワレハ ウチュウジンダ オマエタチヲ ミハツテイル」のようにカタカナが使用される（金水2011, p.13）。このようにカタカナは「公的」や「ソト」からの視点を表す。そのため、読者が「ウチ」の視点では見るできないような不可解で感情移入や共感できないキャラクターの「声」を表す時には、カタカナ表記を使用するケースが多いと松田（2021）は指摘する。

以上のように、現代日本語におけるカタカナの使用はさまざまな理由による。漢字ひらがな交じり文を中心とする現在の言語生活においては、カタカナは少数派である（村中・黎2013）。しかしながら、差別落書きではなぜカタカナが多用されるのか、またどのように使用されるのかなどについてはまだ明らかではない。以下では差別落書きにおけるカタカナ表記に関する調査を通してこれらの点を考えてみたい。

3. 差別落書きにおけるカタカナ表記に関する調査

3.1 調査概要

本研究の調査は、まず『全国のあいつぐ差別事件』における1981年度版から2020年度版までの40年間に収録された差別落書きから、その内容や発見された時間および書かれた場所といった項目を確認できる差別落書き1180例を対象として量的な手法で整理する。さらに差別落書きにおいてカタカナ表記がどの程度で使用されているか、またどのような特徴が見られるかを質的に精査し、その結果を示す。

3.2 調査結果

差別落書きに見られたカタカナ表記の使用状況は表1に示したとおりである。

表1 差別落書きに見られたカタカナ表記の使用状況

差別落書きに見られたカタカナ表記類型	合計
カタカナ表記が見られた差別落書き	854例
カタカナ単一表記 漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字混合表記	
カタカナ表記が使われていない差別落書き	326例
差別落書き合計	1180例

『全国のあいつぐ差別事件』から収集した差別落書きは合計1180例である。そのうち、カタカナ表記が見られた差別落書きは854例で、調査で得た差別落書き全体の72.3%に占めている。その中の649例は、「エタはウジ虫 社会の害虫だ エタを殺せ」²のように、漢字、ひらがな、カタカナによる混合表記である。「ナニガ ドウワモンダイジャ シネ エタ ヒニン」³のようにカタカナ単独で文が作られることは稀であるが、単一表記は205例（24%）が見られた。これらの結果をみれば、差別落書きにおけるカタカナ表記は顕著な特徴であるといえるだろう。

上述のように、現代日本語ではカタカナは主に外来語や外国語を表記するのに用いられる（増地2018, p.2）。しかしながら、本研究が調査対象とした差別落書きでは、「同和テロリスト日本人殺す」⁴の「テロリスト」のように、本来の用法である外来語や外国語にカタカナが使用されるのは854例中62例しか見られなかった。逆に非外来語のカタカナ表記のみが使われた差別落書きは792例もあり、カタカナ表記が見られた差別落書き全体の92.7%という大きな割合を占めていた。

以上のような結果から、本来の用法ではない非外来語のカタカナ表記は、差別落書きにおける顕著な特徴であるといえることができるだろう。次に、差別落書きで見られたカタカナはどのような表記の特徴があるのかを示す。

3.3 差別落書きにおけるカタカナ表記の特徴

差別落書きにおけるカタカナ表記の特徴は次のとおりである。まず「エタ」⁵、「エタ、ヒニン」⁶などカタカナ表記による差別語および差別語の羅列が多く見られた。特に「穢多」はカタカナでの表記が数多くみられた（カタカナ表記の差別落書き854例のうち、「エタ」あるいは「エッタ」を合わせて597例⁷）。その原因は以下の二つと考えられる。一つは、行為を容易にするためである。「穢」は画数が多く、1946年に国語審議会が修正した当用漢字に入っておらず、2010年の内閣告知でも常用漢字ではないため、書きにくいだけでなく書けないあるいは読めない人がいることも否定できない。また、画数が多いと時間がかかり、書くのが難しい。差別落書きは人目につかない場所および時間で、最短の時間のうちに行為を終える必要がある。そのため、行為の時間や書きやすさを考えると、複雑な漢字を書くよりカタカナあるいはひらがなで書くほうが、時間的に短くてすむ。また、単純な線によって構成されたカタカナは、スプレーや鍵や釘などのような道具でも比較的容易に書くことができる。もう一つは、表記の慣習化である。「穢多」は慣習的には「エタ」と表記されることが定着している可能性も考えられる。40年分の

² 2004年7月15日高知県赤岡町のなぎさ公園男子トイレで見つかった差別落書きである（『解放新聞中央版』2004年8月23日付『全国のあいつぐ差別事件』2005年度版 p.43）。

³ 2009年5月7日 JR 宇治線の六地藏駅構内男子トイレに書いてあった差別落書き（京都府連調べ、『全国のあいつぐ差別事件』2010年度版 p.85）。

⁴ 2006年11月8日東京 JR 品川駅構内男性用チップトイレの扉に、東京都の職員の通報で発見された差別落書きである（『解放新聞東京版』2007年2月1日付き『全国のあいつぐ差別事件』2007年度版 p.49）。

⁵ 2006年6月12日高知県日高村役場裏駐車場に設置されている公衆便所の男子便器上部の壁面で発見された差別落書き（『解放新聞高知版』2002年7月25日『全国のあいつぐ差別事件』2003年度版 p.40）。

⁶ 2004年11月18日草津市立老上小学の大人使用の女子トイレで発見された差別落書きである（滋賀県連調べ『全国のあいつぐ差別事件』2006年度版 p.64）。

⁷ ひとつの差別落書きの中で「エタ」が羅列された「エタ エタ エタ」などは一例と数えている。

『全国のあいつぐ差別事件』においては、どの年も「エタ」という表記が見られたため、差別落書きでは「エタ」の使用は定着していると認めることができると思われる。

次に、「クサイ ブラックミン」「デテイケ バイシュンフ」⁸などのように、カタカナ単一で表記された差別落書きについて考えてみる。カタカナ表記は形態的・意味的に何かを目立たせた場合選ばれやすい傾向があるが（許2019）、文章がすべてカタカナで表記されると、文字列の切れ目がわかりにくくなって、読み手にとっては非常に読みにくい文章になる。書き手の側からは、カタカナの表音性によって書き手が意図する音声を強調することができる。つまり、カタカナで表記することは書き手の「声」の発露となると考えられる。一方、読み手の立場からは、カタカナ表記のみで構成された文章には、視覚上の不自然さや読みにくさなどの違和感を抱く。そして、そのことが読み手にとっては心理的な距離感を抱かせることになる。松田（2021）は、カタカナは「公的」、「ソト」からの視点を表し、読者が「ウチ」の視点から共感できない「声」を表す時に使用されることが多いと指摘する。差別落書きの読み手もそこに織り込まれた共感できない「声」によって、何らかの違和感を抱くことになるのであろう。また、「エッタよ いつまでもつよ気にナルナ」⁹や「むこうのごりらキモイ！！……」¹⁰のように、動詞、感動詞、終助詞などにもカタカナ表記がしばしば使用される。書き手の「声」が強調されることにより、否定・禁止や嫌悪の感情などを表す発話の意味も強調される。

以上のように、カタカナ表記にはシンプルなデザイン、共感できない「声」の表出、音声の強調などの特徴が見られた。次節では、マルチモーダル談話分析の手法を用いて事例分析を行い、カタカナ表記が差別落書きの言語景観における文字表記の記号的要素のひとつとして、どのような役割を果たしているのかを分析する。また、差別落書きのカタカナ表記はどのように差別の談話を表出しているのかについてもあわせて論じる。

4. 事例分析

第2節では、カタカナ表記の視覚的特徴、表記に織り込まれた「声」および表記に現れている「公的」、「ソト」の視点などの特性について指摘した。また第3節の調査では、差別落書きに見られたカタカナ表記には、日本語の文字表記の基本的、慣習的な用法から外れたものが多いという特徴も明らかになった。本節は、これらの特徴と調査結果を踏まえて、差別落書きはカタカナ表記によってどのように差別の談話を表出しているのかをマルチモーダル談話分析の視点から事例分析を行う。分析の手順としては、まず、差別落書きのテキスト全体からカタカナで表記された内容を取り出し、その視覚的特徴を分析する。次に、カタカナ表記は差別落書きにおける差別という談話の本質とどのように繋がっているのかを検討する。さらに、差別落書きが書かれた場所、使用された書記道具、文字の色、および大きさなどの記号的要素と合わせて、差別落書きの談話実践の構成を論じる。

⁸ 1993年3月15日高知県県営住宅内で発見された差別落書きである（高知県連調べ、『全国のあいつぐ差別事件』1994年度版 p.163）。

⁹ 1995年11月10日京都伏見区の改進黨部落内で差別落書きが発見された（『解放新聞京都版』1996年3月10日付き、『全国のあいつぐ差別事件』1996年度版 p.185）。

¹⁰ 2004年4月16日京都伏見区の改進黨部落内児童公園滑り台の内側に黒のマジックで書かれた差別落書き（『解放新聞と京都版』2004年12月1日付き、『全国のあいつぐ差別事件』2005年度版 p.37）。

4.1 事例の概要

本節で取り上げる具体的な事例を表2に示す。

表2 差別落書きにおけるカタカナ表記の事例について

事例	状況	内容	写真
A	2011年9月福岡県福岡市内川沿いと電柱で発見された差別落書き	左「同和死ネ」 右「同和死ネ」	(画像不掲載) 図1 事例A ¹¹
B	愛知県一宮市内の交差点歩行者用信号機のポールで発見された差別落書き, 2010年2月10日消去	「同和コワサナイト」	(画像不掲載) 図2 事例B ¹²
C	2017年4月21日東京台東区立黒門児童公園内公衆トイレ内オムツ交換台で発見された差別落書き	「部落民 日本人ではない ドロボーデス」	(画像不掲載) 図3 事例C ¹³

これらの例を選んで分析する理由は、まず、動詞の活用語尾（事例A）、動詞表現（事例B）、および文（事例C）といった異なる言語レベルにカタカナが使用されているからである。次に、事例のソースである『全国のあいつぐ差別事件』において写真が掲載されているため、落書きが書かれた場や状況の情報も得ることができるからである。事例A「同和死ネ」では、動詞の活用語尾の「ネ」一文字だけがカタカナで表記されている。事例Bは「同和コワサナイト」の「コワサナイト」の部分だけがカタカナで表記されている。事例Cは「部落民 日本人ではない ドロボーデス」の「ドロボーデス」という文全体がカタカナで表記されている。以下、これらの事例について、カタカナ表記と差別の談話の表出との繋がりを考えてみる。

¹¹ 出典：「解放新聞福岡県版」2012年3月31日付『全国のあいつぐ差別事件』2012年度版 p.68。

¹² 出典：「解放新聞中央版」2010年3月29日付『全国のあいつぐ差別事件』2011年度版 p.74。

¹³ 出典：「解放新聞中央版」2010年3月29日付『全国のあいつぐ差別事件』2011年度版 p.74。

4.2 カタカナ表記の視覚上の違和感による音声の強調

第2節でまとめたように、カタカナは音声を表す表記であり、視覚的には鋭角的でシンプルなデザイン（奥垣2010）が特徴的である。事例A「死ネ」では動詞の活用語尾の「ネ」がカタカナで表記されているが、漢字の送り仮名が（この場合は一文字だけ）カタカナであることには現代の読み手は視覚的不自然さや違和感を覚える。現代の日本語では、漢字ひらがな交じり文の言語使用が中心であり、カタカナは音を明示したい場合や意味を際立たせたい場合などの表現上の意図がある時に使用される傾向があると成田・榊原（2004）は指摘する。「同和死ネ」の「ネ」は、視覚的に文字列から突出することで、その音声は際立つ。そのため、読み手は「死ネ」という表記を受け取る際に「命令」の意味をさらに強く感じると考えられる。仁田（1991, p.248）は、話し手が望んでいても、社会通念的に望ましくないことには「呪い」のニュアンスが生じると指摘した。書き手が被差別者に対して「死ね」と命令しても、その行為が受け手自身によって実現されることは稀である。しかしながら、その命令は遂行されないまま公共の場に残され漂うことで、「呪い」として被差別者を苦しめることになる（孟2022）。実現できない命令ではあるが、書き手は被差別者の死を望み要求しており、そこには被差別者への嫌悪や憎悪の意味が感じられる。

事例Bの「コワサナイト」も、カタカナによる視覚上の違和感からその音声を際立たせている。また、「…ないと（いけない）」は義務や強制の表現であるが（森田2007, p.91）、カタカナにすることで聴覚的にその音声をより響かせるだけでなく、視覚上の違和感も義務や強制の意味を強化する働きをしていると考えられる。このように、視覚および聴覚の両方のモードに訴えることで、被差別者を排除することを読み手により強く迫るという効果を生むものと思われる。

また、事例Cでは、「部落民」は漢字で大きく明瞭に書かれており、落書き全体の中で非常に目立っている。大きく書かれた文字とそのメッセージの並びから、「部落民」が最初に読み手の目を引くことは間違いなさだろう。すぐ下への「日本人ではな—い ドロボーデス」は「部落民」に付随する情報ととらえられるが、「ドロボーデス」はカタカナで表記されている。「です」は普通ひらがなで表記されるが、一般的な慣習から逸脱して文全体が「ドロボーデス」とカタカナで表記されると、視覚的な違和感からその音声が強調されてより強く「聞こえる」ことになると考えられる。また、落書きの表現全体の言語的文脈からは、「日本人ではな—い」という否定表現の直後に「ドロボーデス」という肯定表現が続いており、否定による排除と音声を強調した断定の対比がより強い拒絶を読み手に印象づけて、被差別者の排除に固執する感情がより強く表出していると考えられる。読み手に自分が帰属する集団と他者の集団を区別することを意識させることは、いかに悪意がなくても差別感情を育てる温床になる（中島2015, p.142）。

このように、差別落書きで見られたカタカナ表記は、視覚上の違和感によって、読み手に「聞こえる」という聴覚上の効果をもたらすだけでなく、命令や義務・強制、断定などの表現によって強い嫌悪感や排斥の感情と繋がってさらに攻撃的な意味合いを強めることになる。カタカナ表記は差別感情をより強く喚起するマルチモーダルな手法と言える。

4.3 カタカナ表記における共感できない「声」

事例 A, B, C で見られたカタカナ表記はどれも日本語の慣習的用法から外れたものであるため、読み手に何らかの距離感や共感性の低さという意識を持たせてしまう。そのため、カタカナ表記は、不可解で感情移入や共感ができないロボットや宇宙人などの「人ならざるもの」(金水2011, p.13)の「声」を表現する時に使われる(松田2021)。例えば第2節の用例のように、「ワレワレハ ウチュウジンダ オマエタチヲ ミハツテイル」と宇宙人の発話はカタカナで表記され、視覚上の違和感によって共感できない「声」を感じる。また、この共感性の低さは、その「声」の発信者である「人ならざるもの」の得体の知れなさから、読み手に何らかの恐怖を感じさせることになる。

同様に、「コワサナイト」、「ドロボーデス」も、そのカタカナ表記の無機質さから読み手は共感できない「声」を感じる。つまり、差別落書きの書き手の「声」は現実には人の「声」なのだが、そこに響くのは「不可解」で「人ならざるもの」の「声」に聞こえるのである。したがって、書き手がどのような存在なのか差別落書きのテキストからは判断できないため、読み手は陰湿な恐怖をより感じるようになる。このように書き手の得体の知れなさは、脅しとしての効果をより強める。

5. 考察

5.1 カタカナ表記とほかの記号的要素の相互作用

これまで述べたことから、カタカナの表音性と視覚上の特徴は読み手のマルチモーダルな感覚に訴えているということが言える。カタカナ表記は、その視覚上の違和感によって音声を強調すると同時に、その言語表現で表される様々な感情もより強く表出する効果を生む。このようにして、差別落書きのカタカナ表記は視覚と聴覚によるマルチモーダルな談話実践のための重要な装置として機能するのである。

そのほか、筆記用具や使用される文字の色の選択、文字の方向なども差別の談話を構成する要素となる。例えば事例Cの差別落書きは、赤色のマジックペンのようなもので書かれている。赤色から連想されるのは、行動的、革命的、興奮的、攻撃的などの激しいイメージであり(ポーポー2010)、もちろん血の色でもあるので、カタカナ表記と相まってより強い不快感や厭わしい感覚を与える効果があると考えられる。したがって、カタカナの表音性と視覚的特徴のほかにも、文字種の組み合わせや文字の色などの様々な記号的要素が絡み合い、その相乗効果によって、差別の談話実践をマルチモーダルに構成しているのである。

5.2 差別落書きにおけるカタカナ表記が促される環境

前述のように、差別落書きのカタカナ表記は読み手のマルチモーダルな感覚に訴えることで、書き手の表現意図を強調することができるが、カタカナ表記は差別落書きが書かれる環境¹⁴によって促されることもある。アメリカの心理学者ジェームス・ギブソンによれば、環境

¹⁴ カタカナ表記が書き込まれる場所は、アフォーダンスという点からみると、人の行為を促す環境と言える。信号機ボールやオムツ交換台などテキストが書かれた場所(ここでいう環境)はマルチモーダル談話分析では「場」として捉えられることもある(猿橋2021)。

にあって行為が発見する意味のことを「アフォーダンス」と呼ぶ。アフォーダンスはギブソンの造語で、「環境が動物に提供するもの、用意したり備えたりするもの」のことで、動物の行為のリソースになる（佐々木2008, p.72）。例えば、椅子は座ることができるので、座るという行為をアフォードすると言える。では、差別落書きが書かれた環境はどのようにカタカナを書くという行為をアフォードするのだろうか。

事例Cは公園の公衆トイレ内のオムツ交換台に書かれた差別落書きであるが、最後の一文は「ドロボーデス」とカタカナで書かれている。オムツ交換台はもちろん本来はオムツを替えるという行為をアフォードするものだが、その形は平面で高さもほどよく、文字を書きやすい場所であるため、書くという行為をアフォードする可能性がある。また、トイレという環境は、公共の施設でありながら利用する際には私的な空間となるので、社会道徳に反する行為をアフォードしやすい場所である。

さらに、本来環境に備わったものだけでなく、今ここにあって変化しつつある状況も我々の行為をアフォードすることがある。事例Cのメッセージの構成を見ると、この差別落書きは大きく書かれた「部落民」の三文字で始まり、「日本人ではな—い」と「ドロボーデス」の二文は徐々に小さくなっている。つまり、最初の一文が書くためのスペースの多くを占めたことにより、それ以降のスペースが制限されている。そのことによって、環境がアフォードできるものが減少し、画数が多い漢字「泥棒」より書きやすさが優先されて、画数が少ないカタカナをアフォードした可能性もある。

事例Aと事例Bはそれぞれ電柱と信号機ポールに書かれた差別落書きである。電柱や信号機ポールは道端や横断歩道の脇に設置され、歩行者の視界には無意識のうちに入るものである。これらの本来的な機能はもちろん電線や信号機を支えることだが、その表面には広告などの情報が載せられていることもある。つまり、電柱や信号機ポールは電線や信号機の支柱という本来の機能以外にも、何らかの行為をアフォードする環境となっており、そのため電柱や信号機ポールを取り巻く環境は「差別落書きを書く」という行為を誘発すると考えられる。しかしながら、電柱や信号機ポールは円柱のため、その表面は決して文字が書きやすい環境ではない。また、電柱や信号機は多くの人の目にとまりやすい場所であるため、人目を避けるには素早く書く必要がある。そのため、直線が多く書きやすいカタカナがアフォードされると考えられる。

5.3 カタカナ表記から見た言語景観としての差別落書きの談話実践

本研究は主として差別落書きのテキストに着目した分析を行った。テキストとは、全体としてまとまりのある一連の言語表現であり、特定のコミュニケーション機能を持っているが（橋内1999, p.8）、広義には視覚イメージや音響効果も含んで、意味を生成するあらゆる現象であり（Fairclough 2003; Barker and Galasinski 2001）、差別落書きもテキストの一種といえる。Fairclough (1992, p.78)によれば、談話の実践はテキストの生産と解釈のプロセスを含む。本節ではこの立場にしたがい、差別落書きのテキストの生産および解釈が談話実践の動的なプロセスにおいて、どのように構成されているのかを考察する。

まず、差別落書きの談話実践の特徴について考えていきたい。基本的に言語景観（差別落書きも含む）は次のような点で会話とは異なる。会話においては、発話者が何を意図するのかが

分からなければ、補足説明や確認を求めるなどのやりとりを通して新たに談話を展開することができるが、言語景観としての談話は一方的でそれができない(ロング2014)。図4に示すように、一般的な言語景観の場合は、送り手が情報を公共の場に残し、たまたまその場を通る受け手が自発的かどうかにかかわらずその解釈を行うというプロセスで談話実践が生じる。このような場合には、情報の送り手が誰かということは比較的明らかであり、受け手が送り手に辿り着くことは可能である。一方、差別落書きの場合、公共の場に残された情報は書き手の存在を示すものであるが、読み手は誰が書いたのかを知ることは難しい。この書き手の不明性¹⁵が、差別落書きと一般の言語景観の談話実践ともしっかりと大きく異なる点であると考えられる。

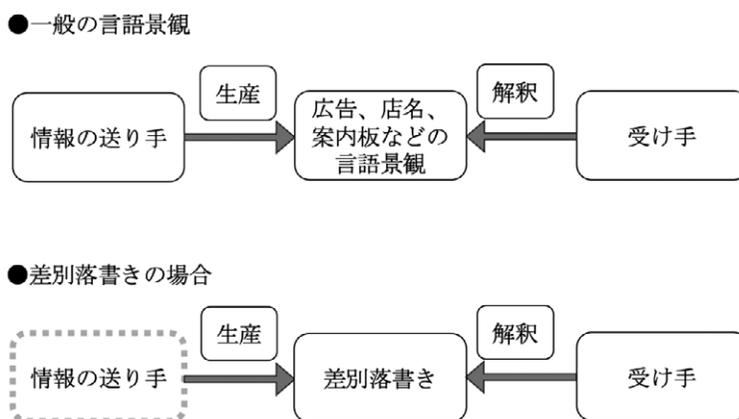


図4 差別落書きの談話実践の特徴

次にこの書き手の不明性をもとに、差別落書きにおけるテキストの生産と解釈という談話実践のプロセスについて考察する。

一つ目に、テキストの生産についてである。差別落書きは被差別者に対して嫌悪、軽蔑などの感情を持つ者によって書かれたものである。しかし、差別的な感情と「差別をしてはならない」という社会的コンセンサスとの間には「ズレ」が存在する(中島2015)。差別の声を上げることが自分が社会的に非難され、排除されることになるため、書き手は直接的に差別感情を被差別者にぶつけることはできない。そのため、社会的に排除されずに「差別的感情を抱えている」という自分自身に誠実であろうとするのであれば、身元を明かさずに匿名で差別感情を表出するしかない。したがって、書き手は人目を避けつつ公共の場で差別落書きを残し、身元を隠しながら間接的に自分の差別感情を表出するのである。書き手が身元を隠しやすい公共の場としては、電話ボックスやエレベーターなど色々あるが、利用する際に私的な場へ変わること

¹⁵ 書き手の不明性は落書き全般に言えることだが、アートの落書きの場合は、署名などを付して、作者が自分の存在をアピールすることもある。また落書きの作成に時間がかかれば、誰かに目撃される可能性もある。しかしながら、差別落書きの場合は書き手の手がかりを探るのは極めて困難であるので、書き手の不明性は差別落書きの特徴と言えるだろう。

ができるトイレは最も都合が良い(孟2022)。前述のように、トイレという環境はカタカナで表記するという行為をアフォードする可能性があるが、カタカナ表記はその「声」に付随する無機質さや得体の知れなさのために、発信者の身元をより隠蔽しやすくする。また、書き手は自分の行為であると知られないことで、カタカナ表記によって強い嫌悪感や排斥の感情を表す命令や義務・強制、断定などのより攻撃的な表現も使用することができる。このように、書き手は身元を隠しながら人目を避け、責任を問われることもなく、公共の場における情報の提示および言語使用の制約から外れることができる。さらに、自分が行為者であることが読み手に周知されない限り、読み手からの反撃を受けることもなく、一方的に攻撃することが可能である。

二つ目は、テキストの解釈についてである。異なる社会的文脈の中ではテキストは異なる解釈が可能である(Fairclough1992, p.79)。読み手にとって言語景観としての差別落書きのテキストは受動的に視野に入るものであるが(磯野2020, p.3)、その解釈も落書きが書かれた場で行われる。例えば、トイレに差別落書きがあれば、読み手もトイレという場でそのテキストを解釈する。カタカナ表記の解釈もテキストが書かれた場によって異なると思われる。喫茶店の看板のカタカナ表記は洋風の雰囲気を出すことができるが、差別落書きではカタカナ表記の視覚的特徴と表音性が読み手のマルチモーダルな感覚に訴えかけ、命令や義務・強制、断定などの表現がより強い嫌悪感や排斥の感情と繋がることになる。また、差別落書きが書かれた場では、カタカナ表記による書き手の「声」は、読み手にとって不可解で感情移入や共感できない「声」であるため、その得体の知れなさから恐怖を感じさせることもある。このように、読み手は差別落書きのテキストを解釈し、これらの感情を読み取るが、誰が書いたのか分からない限り、書き手に働きかけることはできない。

このように、差別落書きの書き手は、社会的コンセンサスに触れないように人目を避けて公共の場で、その環境にアフォードされる表現方法で差別落書きを残していく。そうして残された差別落書きのテキストを、読み手は差別落書きが書かれた場所の社会的文脈において解釈していくのである。このような生産と解釈のプロセスが、差別落書きによる言語景観としての談話実践である。

6. おわりに

本研究では、主としてカタカナ表記を手がかりに、文字表記は差別落書きにおける差別の談話とどのような繋がりがあるのか、差別落書きの談話実践がどのように構成されているのかなどの問題を検討した。文字の大きさや色などの様々な記号的要素もからめながら、言語景観としての差別落書きをより全体的に分析することを試みたが、まだ残された問題がある。それは差別落書きを取り巻く社会的文脈についての検討である。店の看板や道路標記などの言語景観はあらかじめ定められた場所に計画的に書かれたものが多い。一方で、差別落書きが見られるのは、書くという行為をアフォードする場所ではあるが、普通は文字を書いてはいけないところに書いたものもある。そのため、今後はテキストにおける記号的な要素の分析だけではなく、それを踏まえて差別落書きが書かれた場所という社会的文脈の特徴と結びつけて差別落書きの談話実践に関する議論を進める必要がある。

参考文献

- Barker Chris and Galasinski Dariusz (2001) *Cultural Studies and Discourse Analysis A Dialogue on Language and Identity*. London: Sage
- Fairclough Norman (1992) *Discourse and Social Change*. Polity Press
- Fairclough Norman (2003) *Analysing Discourse: Textual Analysis for Social Research*. London: Routledge (訳『ディスコースを分析する 社会研究のためのテキスト分析』日本メディア英語学会メディア英語談話分析研究分科会2012くろしお出版)
- Kress. G and van Leeuwen. T (1996) *Reading Images: The Grammar of Visual Design*. London. Routledge.
- 磯野英治 (2020) 『言語景観から学ぶ日本語』大修館書店
- 入口敦志 (2016) 『漢字・カタカナ・ひらがな—表記の思想』平凡社
- 沖森卓也・笹原宏之・常盤智子・山本真吾著 (2011) 『図解 日本の文字』三省堂
- 奥垣内健 (2010) 「カタカナ表記語の意味についての一考察：新体性とイメージの観点から」『言語科学論集』2010. 16. pp.79–92
- 川畑直人 (1994) 「差別落書きの心理学（現在の部落差別意識〈特集〉）」『部落解放』解放出版社 (377). pp.96–102
- 魏聖銓 (1999) 「現代日本語のカタカナ使用の側面—中吊り広告ポスターに用いるカタカナ語を中心に—」『外国語学会誌』28. pp.103–121
- 許夏玲 (2019) 「非外来語のカタカナ表記にみられる言語使用者の心的態度」『第85回言語・音声理解と対話処理研究会資料集』人工知能学会 pp.7–12
- 許夏玲 (2021) 「日常で用いられる非外来語のカタカナ表記に関する調査：日本語教育への応用を考える」『東京学芸大学紀要』総合教育科学系72. pp.472–480
- 金水敏 (2011) 『役割語研究の展開』くろしお出版
- 小泉保 (1978) 『日本語の正書法』大修館書店
- 佐々木正人 (2008) 『アフォードダンス入門—知性はどこに生まれるか』講談社学術文庫
- 佐竹秀雄 (2005) 「現代日本語の文字と書記法」『朝倉日本語講座 2 文字・表記』林史典編朝倉書店 pp.22–50
- 佐渡島沙織・小林良子・齋藤真美 (2009) 「地下鉄案内板にみるローマ字表記—東京における1999年の実態」『日本の言語景観』庄司博史 / ペート・バックハウス / フロリアン・クルマス (編著) 三元社 pp.123–144
- 猿橋順子 (2021) 『国フェスの社会言語学：多言語公共空間の談話と相互作用』三元社
- 庄司博史 (2009) 「多言語化と言語景観—言語景観からなにがみえるか」『日本の言語景観』庄司博史 / ペート・バックハウス / フロリアン・クルマス (編著) 三元社 pp.17–52
- 柴谷裕子 (2009) 「言語景観の中の看板表記とその地域差—小田急線沿線の実態調査報告」『日本の言語景観』庄司博史 / ペート・バックハウス / フロリアン・クルマス (編著) 三元社 pp.095–121
- 田中ゆかり・早川洋平・富田悠・林直樹 (2012) 「街のなりたちと言語景観—東京・秋葉原を事例として—」『言語研究』142. pp.155–170

- 陳珍珠 (2016) 「言語景観における外来語使用—スターボックスのカタカナ表記実態を中心に」『東北大学言語学論集』25号. pp.69–84
- 中島義道 (2015) 『差別感情の哲学』講談社学術文庫
- 中山恵利子 (1998) 「非外来語の片仮名表記」『日本語教育』96 日本語教育学会. pp.61–72
- 中山恵利子 (2005) 「5文字・表記 B表記法」『新版 日本語教育事典』大修館書店
- 成田徹男・榊原浩之 (2004) 「現代日本語の表記体系と表記戦略—カタカナの使い方の変化」『人間文化研究』2号, 名古屋市立大学大学院人間文化研究科
- 仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 橋内武 (1999) 『ディスコース 談話の織りなす世界』くろしお出版
- 比留間太白 (2012) 「談話研究」茂呂雄二他編『状況と活動の心理学』新曜社 pp.241–246
- 部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会編・発行 (1981–2020) 『全国のあいつぐ差別事件』解放出版社
- 文化庁ウェブサイト
https://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/kijun/naikaku/gairai/index.html (最終閲覧日2023年11月1日)
- 堀江紫野 (2001) 「カタカナ表記の研究—非外来語系を中心に」『国文日白』40. pp.16–24
- ポーポー・ポロダクション (2010) 『「色彩と心理」のおもしろ雑学』大和書房
- 正井泰夫 (1983) 「新宿の喫茶店名—言語景観の文化地理—」『筑波大学地域研究』1. pp.46–61
- 増地ひとみ (2018) 「現代日本語におけるカタカナ使用の実態とその背景」早稲田大学博士学位論文
- 増地ひとみ (2019) 「「非外来語のカタカナ表記」研究の現状と今後の展望」愛知淑徳大学論集 文学部編第44号2019.3. pp.143–159
- 松田結貴 (2021) 「日本語の文字とポップカルチャー—文字が表現する多言語性について—」『日本語学 特集ポップカルチャーの日本語』明治書院 vol.40-1. 2021. pp.102–111
- 棕田智和 (2001) 「差別落書き—そのメカニズムと対策」『解放研究とっとり：研究紀要』鳥取県人権文化センター (3). pp.41–54
- 村中淑子・黎婉珊 (2013) 「中上級日本語教科書における非外来語のカタカナ表記の実態」『国際文化集』48号, 桃山学院大学. pp.113–134
- 孟卓然 (2022) 「言語景観における差別落書きの談話分析—命令表現を手がかりに—」『地域政策科学研究』第19号. pp.25–45
- 森田良行 (2007) 『助詞・助動詞の辞典』東京堂出版社
- 山下里香 (2016) 『在日パキスタン人児童の多言語使用—コードスイッチングとスタイルシフトの研究』ひつじ書房
- ロング・ダニエル (2014) 「非母語話者からみた日本語の看板の語用論的問題—日本語教育における『言語景観』の応用」『人文学報』488 首都大学東京人文科学研究科 pp.1–22